
平成29年 第80回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成29年6月28日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成29年6月28日 午前9時開議

- 日程第1 第53号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
日程第2 第59号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）
日程第3 第60号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 第61号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5 第62号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6 第63号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7 第64号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8 発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9 議員派遣の件
日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第53号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
日程第2 第59号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）
日程第3 第60号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 第61号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5 第62号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6 第63号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7 第64号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8 発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9 議員派遣の件
日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（11名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 8番 松山陽子 |
| 2番 藤原日順 | 9番 三谷克巳 |
| 3番 山下皓司 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |

6番 藤 森 正 晴

12番 安 部 重 助

7番 小 寺 俊 輔

欠席議員（1名）

4番 宮 永 肇

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山 名 宗 悟 地域振興課参事兼農林業特命参事
副町長 細 岡 重 義 多 田 守
教育長 澤 田 博 行 ひと・まち・みらい課長
町参事 野 邊 忠 司 藤 原 登志幸
町参事 前 田 義 人 建設課長 真 弓 俊 英
総務課長 日 和 哲 朗 地籍課長 児 島 則 行
総務課参事兼財政特命参事 上下水道課長 中 島 康 之
..... 児 島 修 二 健康福祉課長 大 中 昌 幸
情報センター所長 藤 原 秀 洋 会計管理者兼会計課長
税務課長 和 田 正 治 山 本 哲 也
住民生活課長 高 木 浩 病院事務長 藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事 病院総務課長兼施設課長
..... 田 中 晋 平 藤 原 広 行
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事 教育課長 松 田 隆 幸
..... 石 堂 浩 一
地域振興課参事兼観光振興特命参事
..... 山 下 和 久

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第80回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは早速議案の審議に入ります。

日程第1 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第53号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件を議題とします。

審査を付託していました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

山下皓司総務文教常任副委員長。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） おはようございます。

総務文教常任委員会副委員長の山下でございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月16日の本会議で総務文教常任委員会に付託された第53号議案、神河町空家等の適正化及び利活用の促進に関する条例制定の件と、第59号議案、平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）について、6月19日、総務文教常任委員会を開催、宮永委員長が病氣療養中で欠席のため、副委員長の私、山下が委員会を進行しました。

委員は委員長以外全員出席、執行部は町長初め管理職全員の出席をいただき、役場第3会議室において午前9時から午後2時30分まで慎重に審査を行い、2議案ともお手元に配付のとおり委員会として原案のとおり可決することに決しております。

それでは、第53号議案、神河町空家等の適正化及び利活用の促進に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

○議長（安部 重助君） 副委員長、申しわけございません。ちょっと文言の間違いがございますので、53号議案は神河町空家等の適正管理になってます。「化」で今、報告をされておるので。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） あっ、失礼しました。

○議長（安部 重助君） この部分、後、もし出てくるのであれば訂正してください。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） はい。神河町空家等の「適正化」と申しましたが、「適正管理」でございます。訂正いたします。

適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件の審査内容を報告します。

説明のありましたように、本条例は現下の空き家の実態を踏まえ、その適正管理と利活用の促進を図るということを定めるもので、町の責任、所有者等の義務、自治会、町民等の役割が織り込まれ、区や町民にかかわりが出るという面での質疑が多く出ております。

主な質疑でございます。本会議と重複する部分があるかもわかりませんがお許しく下さい。特定空き家の定義についての質問がありました。住んでいないということが前提、対象は建物、附属建物、大きな木、巨木などが放置されている状況であるということでございます。建物を取り除いた後の土地に残っている木等がある場合、この条例が適用できるかという質問がありました。草が生い茂って近隣に迷惑がかかっているような状況、そういう場合の扱いについては、周辺が困ると情報を役場に上げていただいて、

空き家等対策協議会で検討するということでもあります。一番危惧するのは、隣に迷惑がかかっていると届けることで、隣とのトラブルの原因にならないか、その辺十分な配慮が必要だということにつきまして、役場が窓口となり、協議会で十分協議し、区と持ち主の関係が悪くならないよう、組織として対応していきたいということでもあります。

特定空き家の撤去の補助金についての質問がありました。町の空き家等対策計画で特定空き家に認定されていること、所有者に対し町から必要な処置をとるよう指導、助言をしておくことが前提、補助金支給については、補助要綱などを制度化する必要があるが、割合は国、県で2分の1、残り、町も補填という形になるというような説明でした。

代執行になった場合に補助は出るのかという質問がありました。代執行による除去費は補助の対象にならない。本人に請求はできるが、拒否されれば町負担になるというようなことをございます。

今回の条例制定は、町内に事案があるという側面もある。すぐ相談が出てくるのではないかということに対しまして、まず、協議会を立ち上げたい、そして、対策計画を立て取り組むことになるということをございます。

協議会のメンバーは地元の代表も加わるようだが、どう選任されるかということにつきまして、地域住民の代表、協議会の代表、学識経験者8名をお願いすることを考えてる、条例が通ってからすぐお願いしたいということをございます。多くのケースが出てくると考えますが、詳しい内容は町で調査を行います。住民の代表で区長さんを2名予定しているが、住民や自治会の立場で意見を述べていただきたいということをございます。

条例4条2項に所有者の義務が出ているが、自治会にその旨を連絡するよう努めるものとするだけでなく、今後の利活用の面から連絡しなければならないとすべきでないかという意見が出ました。

また、これに付随して、利活用の面から届けるとした場合、固定資産税の免除とかメリットがあるのか、義務を課すならメリットが必要でないかという意見も出ました。答弁で、これまでの議論の中で、義務を課すということが焦点であったと思う。空き家になったことの報告を義務づけることは、国民の自由とか大きな観点から見た場合、条例に定めることは違法にならないかと危惧する。義務化すれば享受するサービスは何か、固定資産税を免除するとかとなりますが、そういう制度もないのでこの条例しかできないという答弁でありました。

空き家情報について区長さんと共有できるようにしてほしいということにつきまして、今は仕組みがないので共有ができにくい。条例が制定されれば共有できるよう対応するという答弁でありました。

質疑の後、討論、採決と流れたわけですが、討論はございませんでした。

採決の結果、本案について全員の賛成で委員会は原案のとおり可決することに決定しております。以上で総務文教常任委員会の本議案に対する審査を終わります。よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第59号議案、平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

審査を付託していただきました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

山下皓司総務文教常任副委員長。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） それでは、議案第59号、平成29年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査の内容を報告いたします。

本補正予算は、補正額が8,332万5,000円、予算総額は9億4,104万円と定めるものであります。それでは、審査の内容を報告いたします。

主な質疑でございます。カーボンマネジメント事業で実施する中に、リラクシアとヨーデルの森が入ってるが、ヨーデルの森は減額、リラクシアは増額となっている。それぞれ説明を受けたが、庁舎、中央公民館、神崎フード合わせた計画を業者がつくられたと思うが、庁舎等にも変更があるとの要素を持った計画書になっているのか。これを含めた今回の変更を再度説明してほしいということに対しまして、カーボンマネジメント事業は住民生活課が窓口となり計画書をつくった。概略設計についてはアセスという業者がカーボンマネジメント事業に適合するように作成した。地域振興課の関係する施設は町から情報提供を行い、今回の変更となった。ヨーデルの森は4年計画で進めてきた空調設備を本事業に乗せた。実施段階になり、今までの方法でよいということで、関西電力の協力を得ていた方式が適用できることで変更となった。リラクシアについては、ボイラー部分が事業に合致しないということで変更された。これが主であるということでございます。事業計画は補助金をもらうことができるということで、アセス設計会社に委託している。事業に精通していると思う。しかし、機種の変更が出ることは理解でき

ない。その辺の経過はどうか。また、変更内容の説明を受けるカーボンマネジメント事業の目的はどうであったのか。変更内容の説明を受けるとカーボンマネジメント事業の目的はどうであったのかというような質問が生まれて、2施設変更内容の資料が配付されました。

続いて質問でございます。空調のみで見ればヨーデルの森は大幅な減で、リラクシアは横ばいなのか。アセス社は信頼できるのか。アセス社は環境省事業に精通しているという説明だが、それなれば、機種変更なんか起きないのではないか。しっかりアセスに申し入れてほしい。そういった質問に対しまして、それぞれ答弁があったわけですが、少し休憩をとるといって提案もありまして、休憩をとった形で委員間討議を行いました。その中で、なぜ変更になったのか、チェックしていないんでないか、業者任せにしているのではないかとか、第三者に、議会にもその中に入ると思うんですが、第三者に十分説明できるように内容に精通してほしいということ、また、この事業に限らず、他の事業にもそういった事例があるというような委員間討議の中で指摘する意見が生まれました。それらを受けまして、再開後に次のように町長に申し入れました。カーボンマネジメント事業に限らず、今回のような大幅な設計変更が生じた場合は、その原因を究明するとともに、業者責任を追及し、指導徹底すること。担当者はそれに任せるのではなく、成果物を十分検証し、第三者にしっかり説明できるように理解することということを申し入れました。このことにつきまして、町長より委員間討議の結果について発言を受けました。全ての事業について、今までも確認してきたところですが、再度大幅な変更が生じた場合、しっかりと把握に努め、説明責任を果たしていかなければと感じている。そのことを徹底していきたい。質疑に対ししっかり答弁できるよう準備を強めたいとコメントがありました。職員にしっかりと対応していただくようお願いしたいと、私のほうからも町長答弁をつけ加えております。

それでは、他の質疑に移ります。電光掲示板委託料2,000万円余が計上されているが、一般財源は使わないのかということについて、看板の事業費は約2,820万円で、寄附金が1,000万円と企業版ふるさと納税分を充てている。不足すれば既定の予算を充てたい。神崎南インターをおりたところと312号線沿いの1カ所、合わせますと2カ所ですが、観光PRを兼ねたものをつくるということでもあります。

指定寄附金1,000万円は寺前財産区からであるが、繰入金として処理すべきでないか、大丈夫なのかということにつきまして、寄附金扱いで大丈夫ですという答弁でありました。

スキー場事業費の変更が出ているが、総事業費のくくりはどうなるかという問いがありました。総額1億8,020万円でおさまるのか。事業変更もあると思うがという問いに対しまして、入札の終わっていない工事もあり、現時点、金額は固まっていない。予定の範囲におさまると考えている。事業が詰まってきた段階で整理し、報告したいということでもあります。

今回の造成工事等、変更割合の高いものがあるが、建設業協会に話は入っていますかという問いがありました。会長に報告済みであるという答弁です。

シングルマザーの取り組みの予算が減額となった。国の交付金が出なかったためだが、今後どう対応するかという問いに対しまして、町としては重要事業と位置づけているので、方法を変えて継続したいということでもあります。

雪害被災施設支援事業について、再度説明してほしいということがありました。被災施設数は21件、補助率は2分の1で、うち県が3分の2、町が3分の1、残る2分の1は個人負担ということです。限度額は100万円ということでもあります。農会長さんとか営農組合長さんにも情報を入れて集落内の調べもしてもらっているということでもあります。当然のことではありますが、復旧することが前提ということでもありますという説明です。

医師修学資金の返還金が出ております。その内容についての質問がありました。平成21年4月から26年3月まで、1,200万円貸していたが、10年間勤務すると返済が免除される。今回は1年間の勤務ということで、9年分の返還で1,080万円返還となったということでもあります。

未熟児の療養給付費が補正によりふえている。3名の未熟児出生のためだが、年間出生数から見て割合が高い。対応を担当課としてどうしているか。なぜなのかその原因の究明、その対策をしなければならないということ、補正予算を組んじゃだめという話ではないというような指摘的な質問がありました。なぜかという疑問を持って原因究明と、こうすれば減少するだろうと政策としてどんなものが必要か、総合的な中でこれからは予算に反映させていきたいという答弁がありました。

峰山高原内の除雪について、指定管理者の費用負担はどうかという質問について、指定管理者と今後詰めていきたいということでもあります。

除雪費1,200万円は、ロータリー車2台の借り上げ料だが、購入すると幾らぐらいかという問いがありました。おおむね4,000万円ぐらい、それに税とか諸経費がかかるということでもあります。本年度、ロータリー車を借り上げ、状況がよければ来年度以降、過疎債を充当しながら購入を考えていくということでもあります。

ロータリー車2台の利用はという質問がありました。峰山方面と作畑・新田方面を考え、2台配置を考えてるということでもあります。

ロータリー車を入れて町道はよく除雪できても、県道ができてない状況では困るということに対しまして、県もしっかり対応するとの方向でお話を聞いているということでもあります。

道路改良費650万円は峰山線の改良費だが、どんな工事かという問いに対しまして、ガードケーブルとガードレールの損傷がひどいので、その改修費であるということでもあります。

寺前幼稚園の空調改修費の設計監理の委託が必要なのかということに対しまして、実

際に工事にかかるとなると、電源とかの工事が必要と考え、設計費を予算計上したということでもあります。

質疑、討論、採決と進みましたが、討論はございませんでした。

採決の結果、本案については全員の賛成で委員会は原案のとおり可決することに決定しております。

なお、本予算には漏水による中学校の損傷箇所の修理費が計上されておりますが、5月29日に現地調査を議員全員の形で実施しましたが、その際お聞きしましたところでは、早く直したいが夏休みに入るだろうということがありました。そのことを申し添えておきます。

以上、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決です。本案については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、第60号議案から第64号議案までの各議案について経過を説明します。

各議案については、6月16日の本会議において町長から議案が提出され、説明があり、それぞれ質疑を行いました。本日、各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

日程第3 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第60号議案、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第60号議案を採決をします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第61号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第61号議案、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第62号議案、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第63号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第63号議案、平成29年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第63号議案を採決をします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第64号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第64号議案、平成29年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第64号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第64号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第2号

○議長（安部 重助君） 日程第8、発議第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

事務局、発議第2号の朗読をしてください。

〔事務局長朗読〕

.....
発議第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） 発議第2号に対する提出者の説明を求めます。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。それでは、発議第2号の提案理由並びに内容について説明をいたします。

提案の理由は、地方創生総合戦略を推進するため、平成28年4月にアグリイノベーション、シングルマザー対応や縁結び事業、PFI事業等を担当するひと・まち・みらい課が新設され、議会ではその所管を総務常任委員会にしております。本年4月に町のほうで課の所管事務分掌が変更になり、従来、地域振興課が担当の公共交通施策の事務や空き家再生事業等の住宅施策、企業誘致等多くの事務事業がひと・まち・みらい課に

担当がえとなりました。特にアグリノベーションは町の農業振興を図る上で重要な施策で、地域振興課の農林業担当と不離一体の取り組みが求められます。議会として担当常任委員会を一本化した調査が望まれます。また、常任委員会の事務調査はバランスよく行うことが必要でございます。所管事務調査の現状に鑑み、変更することがよいと考えます。内容は神河町議会委員会条例第2条第1号、総務文教常任委員会の所管からひと・まち・みらい課を削除し、同条第3号、産業建設常任委員会にひと・まち・みらい課を追加するものです。新旧対照表も添付しておりますので御参照ください。なお、本条例は公布の日からの施行となります。決定になりますと、次の常任委員会からの調査から実施になるということでございます。以上、説明は終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

発議第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方はどうぞ。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論はないようでございますので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第9、議員派遣の件について議題とします。

会議規則第129条に規定する議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣を行う予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第10、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、それぞれより会議規則第75条

の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

これで閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第 80 回神河町議会定例会を閉会します。

午前 9 時 39 分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は、6月16日に開会され、本日までの13日間でした。町長から提出されました議案は、報告6件、人事案件1件、条例の制定及び一部改正5件、規約の一部変更1件、各会計補正予算6件の計19件でありました。議員からは発議1件が提案されました。全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる御審議によりまして適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件、平成29年度一般会計補正予算（第3号）は、総務文教常任委員会に審査を付託し、精力的に審査を賜りました。その御苦勞に対しまして重ねてお礼を申し上げます。また、執行部各位には、議案審議に当たり資料の整備と説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたことに深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

6月15日に告示、7月2日投開票で兵庫県知事選挙がとり行われております。来年、兵庫県政150周年の節目を迎えることから、新たなスタートにより県の動向を決める重要な選挙になります。私たちに与えられた大切な権利である投票によりその主張をしっかりとしていきたいと思っております。梅雨に入り、各地では大雨の被害も出ております。当地域においては雨の少ない日々が続いていますが、梅雨前線の影響で集中豪雨等がいつ

発生するかわかりません。今後の天気予報を参考に十分な警戒を怠ることなく、安全第一を心がけていただきますようお願いしておきます。これから夏本番を迎えますが、体調管理には十分御留意され、住民福祉の向上と町政発展のため御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも第80回神河町議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

6月16日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じて慎重審議を賜り、提出いたしました一般会計を初め、全ての案件を原案どおり御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。執行部といたしましては、今定例会で議員各位よりいただきました御意見、御提言につきまして、真摯に受けとめ、まちづくりのキャッチフレーズであります「交流から定住」、そして「住むならやっぱり神河町」の実現に向けて、住民、職員、行政の心は一つを基本とし、各種事業執行に努めてまいります。まずは地域創生関連事業を初め、重点施策であります公立神崎総合病院北館の改築工事及び峰山高原スキー場、道の駅「銀の馬車道・神河」オープンに向け、全力で取り組んでまいり所存でございます。先ほど議長の挨拶にもございましたが、7月2日は兵庫県知事選挙が執行されるわけでございます。改めて兵庫県のこれからの地方創生のスピードアップ、そして神河町の同じく地域創生のスムーズな振興も含めて、極めて重要な選挙となっております。行政といたしましても、投票率の向上を含めて引き続きの啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

終わりに、梅雨はまだまだこれからが本番でございます。行政として集中豪雨に対し迅速な情報収集と住民への情報提供をより一層努めてまいります。また、暑さもさらに厳しくなっております。議員各位には今後とも健康には十分御留意いただきまして、各種事業推進に対する御支援、御協力と町政発展のために引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前9時45分